

東日本税理士法人

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-17
TEL 03-5951-0707 FAX 03-5951-0710

医師の確定申告～その特異性と実務ポイント

塩谷 満

<ポイント>

- ① 自動車損害賠償責任保険は、診療行為を行なった部分を収入計上する。
- ② インフルエンザ予防接種の補助金について市区町村からの未収金を確認する。
- ③ レントゲンフィルムは高額であるため、在庫の計上漏れに注意する。
- ④ 診療所、駐車場などは広いスペースを有しているため、地代家賃の税務処理について再度確認を。

はじめに

国税庁が発表した平成第14事務年度における個人課税部門の調査等の状況によると、整形外科医は、1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種の第10位に位置づけられており、申告漏れ所得金額は1件当たり988万円、追徴税額（含加算税）は1件当たり337万円であり、申告漏れ割合は6.0%となっている。

整形外科は、平成14年4月の診療報酬改正で大幅な減額改定を受けたが、少子高齢化の進む我が国の社会状況では、老化により発生する骨、関節などの障害を治療、予防する整形外科は欠かすことができない存在である。

整形外科の収入、必要経費についての特徴点を挙げ、確定申告におけるポイントを述べることとする。

I. 整形外科の収入

1. 社会保険診療報酬

整形外科の診療報酬の多くは社会保険診療報酬によるものである。特に老人保健による診療報酬が大半を占め、患者の一部負担金が少ないことから、窓口未収金の発生は他診療科目と比較しても少額である。しかしながら、個人病院等にあつては、入院による患者負担金の未収などが高額になるため、確定申告においては必ずチェックが要される。

社会保険診療報酬は、診療報酬発生月の2ヵ月後に入金されるのが一般的であるが、埼

玉県など一部の国民健康保険団体連合会にあっては、老人保健・退職者医療以外の診療報酬を前倒しで入金する場合もあるので、確定申告前に診療報酬の払込み通知書を確認しなければならない。

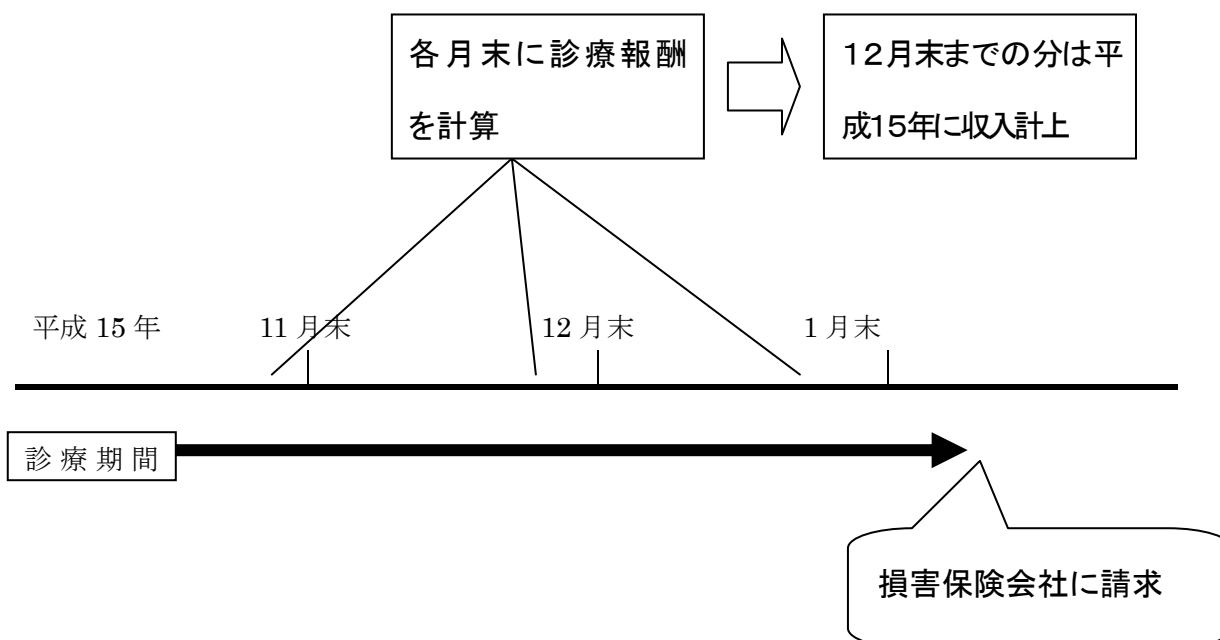
2. 自動車損害賠償責任保険による収入

自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）は、被保険者の自動車事故による傷害等について、各損害保険会社からの準委任契約に基づき、医療機関が医療行為を遂行するものである。

自賠責保険の診療報酬は、傷害にかかる診療行為が終了した時点で請求を行うのが一般的であるが、リハビリなどで診療行為が長期にわたる場合や月をまたぐ場合には、各医療機関が月末に専用ソフトウェア（レセプトコンピュータ）で診療報酬を概算計上している。すなわち、その概算計上している診療報酬については、すでに診療行為（役務提供）が完結しており、その金額も明確に算定されているため、各損害保険会社に請求を実施しなくても、年度末において収入として計上を行わなくてはならない（図表－1 参照）。また、自賠責保険の診療報酬は、社会保険診療報酬の1.2倍（1点あたり12円）であることが通例であるため、未収入金の計上にあたっては注意が必要である。

そのほか診断書の作成収入も損害保険会社から入金されることとなるが、この収入には消費税が課されているため、課税事業者については診療報酬と分別して処理をしなければならない。

<図表－1>



3. 労働者災害保険による収入

整形外科では、就業中に発生した骨折などの傷病治療のため通院する患者が少なくない。労働者災害保険は、月単位ごとに診療報酬の請求を行うこととなるが、労災保険情報セン

ターが診療報酬の回収を代行している場合には、医療機関に対し、診療報酬の入金が請求月の翌月に行われることとなり、その際には手数料が差し引かれることとなる。

4. その他医業収入

① 予防接種

前述のとおり、整形外科の患者層には高齢者が多い。平成15年初頭はインフルエンザが流行したため、平成15年度は各市区町村が老人のインフルエンザ予防接種に対して補助を行っている。確定申告の際には、15年末までにその補助金を収受したかについて確認を要することとなる。

② 意見書作成料

介護保険では、要介護度の認定にあたって主治医の意見書を市区町村に提出しなければならない。その意見書作成に対する報酬が受託した患者の市区町村より入金されることとなる。

Ⅱ. 整形外科の必要経費

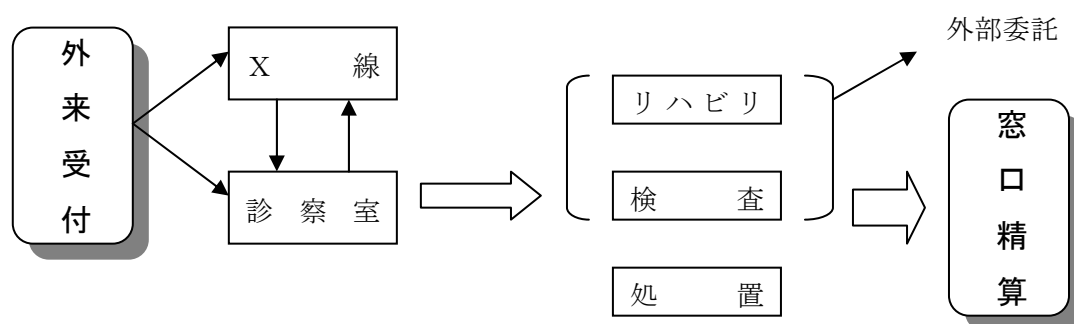
1. 人件費

整形外科に必要な人員は、医師、看護婦、理学療法士、作業療法士、受付事務員などである。

整形外科は医師による診察のほか、患者個人がリハビリを行うため、その作業を専門的に診る人員が必要であり、また他診療科目と比較しても外来患者が多い。よって、受付事務は煩雑となり、従業員も多数雇用しなければならず、人件費が必要経費の大部分を占めることとなる。

最近では、従業員の就業形態に応じてパート職員や報酬請求事務の外部委託などが広がっている（図表－2参照）。

<図表－2>



2. 医業原価

整形外科では、リハビリテーション科のほか痛みを和らげるためのペインクリニックを

標榜している医療施設も近年では見受けられる。よって、神経性の痛みを緩和するための神経ブロック注射や骨に対してカルシウムを注入する注射を行う場合があり、注射器や注射用薬品の期末在庫は、他診療科目よりも多いものと考えられる。

また、骨折、外傷や捻挫などの傷病に対して包帯、ガーゼ、湿布などを多く使用するところが特徴的である。

3. 減価償却費

整形外科の基本的な医療設備は、図表－3の通りである。

図表－3

機器名	用途	耐用年数
X線一般撮影装置	レントゲン撮影	6年
自動現像機※	フィルム現像	6年
骨塩量測定装置	骨密度測定	6年
天井懸下式訓練装置	リハビリ用	6年
首牽引装置	リハビリ用	6年

※ 自動現像機については、レントゲンフィルムの在庫計上に注意すること

4. その他医業費用

整形外科はリハビリテーションを併用して行うことが一般的であるため、リハビリを実施するスペースを確保する必要があることやX線フィルムを保管しなければならないため、他科目の診療所よりも延べ床面積が大きい。よって、都心部では診療所の地代家賃負担が大きく、新規開業する場合においても高額な保証金を支払うこととなる。また、高齢者の患者は家族と車で通院するケースが多いので、駐車場を多く確保しているのも特徴的である。

確定申告にあたっては、敷金、保証金及び仲介手数料の処理について、契約書に従い適切に税務処理しなければならない。